法規的告示

○東海北陸厚生局告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、指定医療機関として令和七年三月一日付けで次の医療機関を指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定に基づき告示する。

令和七年五月十五日

名称	所在地
独立行政法人地域医療機能推進機構　清水さくら病院	静岡県静岡市清水区袖師町二千一番地

東海北陸厚生局長　込山　愛郎

○東海北陸厚生局告示第二号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定の効力は、当該指定医療機関の事業が廃止されたことにより同表の下欄に掲げる日をもって消滅したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

令和七年五月十五日

名称	所在地	廃止年月日
独立行政法人地域医療機能推進機構　桜ヶ丘病院	静岡県静岡市清水区桜が丘町十三番二十三号	令和七年二月二十八日

東海北陸厚生局長　込山　愛郎

その他告示

○総務省告示第百六十二号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和七年五月十五日

総務大臣　村上誠一郎

名称	日本共産党中央委員会周辺地域
期間	令和七年五月十七日から令和八年五月十六日まで
地域	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 千駄ヶ谷五丁目一番から三十二番まで（ただし、二十四番については、特別区道第一〇五三号路線の部分に限る。） 代々木一丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○厚生労働省告示第百五十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。

令和七年五月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人翔明会	福岡県福岡市東区箱崎二丁目十番八号	宮本　達之	福岡県福岡市西区豊浜一丁目十八番六号	令和七年四月一日

○農林水産省告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市雄和神ケ村字中村六二、六三、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二、七五、七七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　秋田県横手市大森町八沢木字堀戸九七、一〇〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村上畠字川東上一四三、一四三の二、一四三の三、字川東下一四、一五・二三・四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、利賀村大勘場字千束三五の一・三五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　新潟県村上市川部字大石沢七〇四、七〇七、七〇九、七〇九の子、貝附字福事沢七八九の一、字千本添三三から三六まで、三五の一、三八の一、三八の二、字古寺三九から四一まで、四一の子から四一の寅まで、字梨木沢一七一の一、一七一の三、一七一の寅から一七一の巳まで、一七一の未、一七二の子、一七二の丑、字寺ノ沢七五、七七、七八、花立字山ノ下五七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）